

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第一条の四）</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十六条）</p> <p>第二節 事務局（第十七条—第二十条）</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条—第二十九条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則（第三十条—第三十六条）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）</p> <p>第三節 共同学校事務室（第四十七条の五）</p> <p>第四節 学校運営協議会（第四十七条の六）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五十五条の二）</p> <p>第六章 雑則（第五十六条—第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第一条の四）</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十六条）</p> <p>第二節 事務局（第十七条—第二十条）</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条—第二十九条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則（第三十条—第三十六条）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）</p> <p>第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五十五条の二）</p> <p>第六章 雑則（第五十六条—第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する</p>

とともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人を含む。）が含まれるようにしなければならない。

第三節 共同学校事務室

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 学校運営協議会

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必

とともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人を含む。）が含まれるようにしなければならない。

（新設）

第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条におい

要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2| 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一| 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二| 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三| 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四| その他当該教育委員会が必要と認める者

3| 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4| 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5| 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

て「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2| 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

(新設)

3| 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

(新設)

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取消しの手續、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔第五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第九条）</p> <p>第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）</p> <p>第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）</p> <p>第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）</p> <p>第五章 公民館（第二十条—第四十二条）</p> <p>第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）</p> <p>第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（市町村の教育委員会の事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（都道府県教育委員会の事務）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第九条）</p> <p>第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二—第九条の六）</p> <p>第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）</p> <p>第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）</p> <p>第五章 公民館（第二十条—第四十二条）</p> <p>第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）</p> <p>第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（市町村の教育委員会の事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（都道府県教育委員会の事務）</p>

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一五（略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第二章 社会教育主事等

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一五（略）

（新設）

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

（新設）